５　不適正排出及び不法投棄の対策等について

番号	分　類	質　問　等	回　答　等
1	不適正排出	年末は収集が休業となりますが、年末の収集後にごみ収集場所に出されたごみはどうするのでしょうか。	基本的には、回収はできません。ただし、生ごみやその他の汚物が出ており、衛生上の問題がある場合は、市役所に連絡を入れていただければ、市役所の日直からの連絡を受け、清掃センター職員が現地を確認したうえで対応します。
2	不適正排出	違反ごみが増えることを心配しています。ごみ収集場所に、清掃センターに直接搬入しなければ処分できない電化製品などが出されると、３週間くらい回収してくれませんが、もっと早く回収してほしい。	基本的には、不適正なごみのため回収しない旨の貼紙をして、マナー遵守の周知をします。生ごみの場合は、衛生上の問題や、収集場所周囲への影響も考慮し、現在も当日中に回収しています。 不燃物については、生ごみと違い、臭いなどの衛生上の問題や周辺への影響が少ないと考えられますので、啓発のために3週間程度残置しています。 ごみ収集場所の状況により、残置したごみのため交通の妨げになる等、どうしても困るという連絡を受けた場合は、状況を確認して、柔軟に対応します。
3	不適正排出	現在でも、ごみ収集場所にガスコンロやファンヒーター、車の部品等が排出されることがあります。	ガスコンロやファンヒーターは、違反ごみとして、よく報告があります。指定ごみ袋に入れて、ごみ収集場所に排出されることに対し、「ごみ袋の値段が上がっても、回収しないのか」という議論はあると思いますが、これらは、ごみ収集車で回収すると、火災の原因となる可能性もあるため、今後も直接搬入をお願いします。
4	不適正排出	家庭系収集ごみ有料化の実施後に、ごみ収集場所では不法投棄が増えるのではないでしょうか。パトロールの強化充実を図るとのことですが、実際に見掛けることもありません。マナー違反のごみを実際に掃除するのは地域の住民です。	ごみ収集場所に排出された不適正なごみは、原則的に、啓発の貼紙をして約３週間残置します。あまりにも排出状況がひどい場合は、速やかに内容物を調査し、排出者が特定できた場合は指導しています。 今後は、ごみ収集場所の管理のため、ボランティアで収集場所周辺を掃除していただいている方を対象に、指定ごみ袋を配布することを考えています。個人の方に直接渡すことはできませんが、地区駐在員等を通じての配布を考えています。
5	不適正排出	通り沿いのごみ収集場所に、指定の曜日を無視してごみを出す人がいます。あまりにもひどいので、ごみの中身を確認したら、他の地区の方の住所や名前が出てきたため、直接、排出者に連絡しようとしましたが、家族に止められました。このような問題は、どこに相談すれば良いのですか。	清掃センターにご連絡ください。直接、排出者に連絡をとると、トラブルになる可能性がありますので、清掃センターの職員に任せてください。職員が中身を確認し、排出者が特定ができれば、連絡して指導します。

５　不適正排出及び不法投棄の対策等について

番号	分　類	質　問　等	回　答　等
6	不適正排出	指定ごみ袋以外で、ごみ収集場所に出された場合は、ごみを置いていくことになると思いますが、通り沿いのごみ収集場所では、車で来て、ごみを置いていく人も多いので、何か対策を考えてほしい。	生ごみについては、指定袋以外で出された場合であっても、悪臭や害虫発生等、衛生上の問題があるため、収集せざるを得ないと思います。その他のものについては、基本的には一定期間周知のため、貼り紙をして置いて行きます。 不適正排出の多いごみ収集場所については、直接、現地で指導することもあります。
7	不適正排出	不適正排出対策の一環として、監視カメラを設置するとのことでしたが、１台当たりの予算は、具体的にどの程度で盛り込んでいるのですか。	監視カメラ設置は、家庭系収集ごみ有料化導入後の排出状況を確認することや、付近を撮影するため、地区との十分な調整が必要となります。検討した上で、設置することもあるということであり、現段階では、来年度予算に盛り込むことは考えていません。 地区と十分に調整ができ、どうしても改善されないという場所について、監視カメラを順次設置していく予定です。
8	不適正排出 （越境ごみ）	現在でも市外や地区外から、ごみ収集場所にごみを排出する方がいます。これを防ぐために、ごみ袋に字名を入れたらどうでしょうか。	既に新しいごみ袋の作成を始めていますので、平成29年４月からの指定ごみ袋を変更することはできません。 また、「市外からごみを知多市に排出され、困っている。市外の者が知多市の指定ごみ袋を購入できないようにできないか。」とのご要望もありますが、身分証等の提示を求めて、市外の住民が購入できないようにすることは、現状では困難です。
9	不適正排出 （越境ごみ）	平成29年５月以降になっても、緑色の旧指定ごみ袋で、ごみ収集場所に出している場合や、東海市の人が知多市内のごみ収集場所にごみを出している場合などは、違反したごみの中身を調べて、その人に通報するというようなことをしても良いのでしょうか。市がやっていただけるのでしょうか。	不適正排出の通報があれば、職員が中身を調査し、排出者が特定できた場合は、適正に排出するよう指導も行っています。 市民の方が、排出者と直接やり取りすると、後々問題が生じる可能性もありますので、清掃センターに連絡してください。
10	不適正排出 （越境ごみ）	東海市では、無料配布された指定ごみ袋を使い切ると、10枚で1,100円払って指定ごみ袋を購入しなければならないため、指定ごみ袋を使い切った東海市民が、知多市の指定ごみ袋を買って、知多市にごみを捨てているのではないでしょうか。	家庭系収集ごみ有料化を実施することで、現在よりは市外からのごみの流入を抑止できるのではないかと考えています。越境して出されたごみの情報があれば調査していますが、残念ながら、排出者の特定にまではなかなか至らないという状況です。

5　不適正排出及び不法投棄の対策等について

番号	分　類	質　問　等	回　答　等
11	不適正排出 （越境ごみ）	家の近くのごみ収集場所に、夜中にトラックが来て、ごみを知多市の指定ごみ袋に入れて、多量に捨てていくことがあります。おそらく他の地区や隣の東海市から持ってきていると思います。これは知多市の指定ごみ袋が何処でも安易に購入でき、値段も安いためだからです。 東海市は、購入する指定ごみ袋は10枚1,100円で、販売場所も限られていることもあり、東海市民が購入しやすい知多市の指定ごみ袋を利用し、知多市に捨てていると思います。何か良い対策はないのでしょうか。	今回の家庭系収集ごみ有料化によって、いわゆるごみの越境が少しは改善されるのではないかと考えています。ごみの越境はもちろん許してはなりませんが、少なくとも、今後は越境してごみを排出する方にも、一定の負担が掛かる制度になります。
12	不適正排出 （自家野外焼却）	指定ごみ袋の価格が高くなることによって、家庭でごみを燃やす人が増えると思います。	資源として排出すれば無料ですので、雑がみなどを、資源としてお出しいただくよう啓発していきます。
13	不適正排出 （自家野外焼却）	現在でもごみを家庭で燃やしている人がいて、困っています。家庭系収集ごみ有料化後は、さらにそのような行為をする者が増えてくると思いますが、どこに相談すれば良いのですか。	いわゆる野焼きの問題については、市役所では環境政策課が窓口になります。
14	不法投棄	不法投棄を防ぐためにパトロールを強化するとのことですが、具体的に誰がいつやるのですか。 町内会が負担するようになるのではないですか。	パトロールは市の職員が実施します。不法投棄に関する情報があれば、ご連絡をいただきたいと思いますが、それ以外に町内会等で何かをしていただく必要はありません。
15	不法投棄	今後、不法投棄が増えるかもしれませんが、行政によるパトロールの他に、何か対策はないのでしょうか。	必要があれば、抑止のため、地区の方々の了解を得て、監視カメラを設置することも、一つの方法だと考えています。
16	不法投棄	不法投棄について、今でも散見されます。パトロールして、発見したものについて、市としてどう対応するのですか。	公共施設に不法投棄されているものについては、市で対応します。あまりにもひどい場合は、監視カメラ等の設置も、一つの方法として考えています。
17	不法投棄	不法投棄を防ぐためのパトロールは、現在、市でやっているのですか。 また、ごみ収集場所で不法投棄があった場合は、最終的処理するのは市なのですか、町内会なのですか。	現在、収集場所で不法投棄があった場合などは、市の職員が現場を確認しています。 ごみ収集場所で不法投棄があった場合は、清掃員から報告が来るようになっています。生ごみなど周囲への影響があるものは、一旦貼紙をしますが、基本的にその日のうちに回収しています。周囲へ影響がないと思われる不燃物などは、貼紙をして２～３週間ほど残置します。それでも残っている場合、最終的には市で処分します。

５　不適正排出及び不法投棄の対策等について

番号	分　類	質　問　等	回　答　等
18	不法投棄	不法投棄した車のナンバーを控えて、市に通報すれば調べてもらえるのでしょうか。	ごみ収集場所以外へのごみ排出は、不法投棄に当たると思われますので、不法投棄を所管する環境政策課にご相談ください。 ごみ収集場所への不適正な排出については、ごみ対策課清掃センターで対応しますので、同様にご相談ください。 現在でも、ごみ収集場所に不適正排出されたごみの中身を調べていますが、排出者を特定できるものが入っていることはほとんど無く、いたちごっこになっているのが現状です。 プライバシー保護など、難しい問題もありますが、あまりにも状況がひどい場合は、監視カメラの設置も、対策の一つと考えてはいます。
19	不法投棄	不法投棄が増えると思いますが、連絡したら回収してくれるのですか。	ごみ収集場所及び周辺については、不適正排出されたもの及び不法投棄されたものは、清掃センターで対応します。 また、道路上のものは土木課、公園内のものは緑と花の推進課の担当となりますが、ご連絡いただければ対応します。 ただし、不法投棄といっても、田畑や山林等の個人所有地に不法投棄されたものについては、警察や市役所の農業振興課、環境政策課等にご相談いただくことになります。
20	不法投棄	個人の敷地内に不法投棄された物は、今後も土地所有者が処理しなければならないのですか。 小さいものは対応できますが、冷蔵庫などが不法投棄された場合も個人で対応しなければならないのですか。	個人の土地に不法投棄されたものについては、土地や建物の所有者が、処理する責任を負っています。 冷蔵庫など家電リサイクル法の対象品は、清掃センターで処理できませんので、土地所有者で処理していただくことに変わりありません。 自転車、家具などの清掃センターで処分可能のものが不法投棄された場合は、警察に届出の上、清掃センターに直接搬入されれば、処理手数料は免除されますので、ご相談ください。
21	不法投棄	指定ごみ袋の値段が上がることによって、不法投棄が増加するのではないかと懸念しています。先行して家庭系収集ごみ有料化を実施した市町村ではどうだったのでしょうか。 また、不法投棄があった場合どう対応するのですか。	先行事例を調べたところ、十分監視活動を行ったということもあるかと思いますが、特別増加したという話は聞いていません。 現在でも、ごみ収集場所の不適正排出については、清掃員を通して情報を収集しています。多分、一番問題になるのは、指定袋でない袋で生ごみを出されるケースです。この場合、一度貼り紙をして置いていきますが、基本的に当日中に回収します。ただし、不燃物のように一定期間置いても衛生上の問題がないものは、警告の貼り紙をして、啓発のために3週間程度残置します。